

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可(安全保護装置取替))【2】」
2. 日時：令和3年7月 7日 16時50分～18時05分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者(TV会議システムによる出席)
原子力規制庁：
(新基準適合性審査チーム)
関企画調査官、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

四国電力株式会社：
原子力部 核物質防護・工事グループリーダー 他7名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について 安全保護系ロジック盤の取替に伴う変更
 - ・安全保護系ロジック盤取替工事による保安規定への影響について
 - ・伊方3号炉 安全保護系ロジック盤取替保安規定審査 質問回答一覧

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	ただいまから当伊方3号機Aと3号炉安全法系ロジック盤保護取りかえ保護盤取替保安規程審査のヒアリングを実施します。
0:00:13	せようとしましては、当四国電力の資料パワーポイントと。
0:00:19	資料、あと、塗布
0:00:24	保安規定の影響について等へと三つ後、質問回答一覧がありますが、今回は
0:00:33	私のほうからまずこの資料についてちょっとお伺いしたい件点があるので、まずそれに関して、通せ節
0:00:45	話をさせてください。
0:00:47	まずパワーポイントの件方なんです、
0:00:50	まず1ページ目、ここに行ってきますと、2ページ目工事計画の申請内容がありますが、これは保安規定とあまり関係ないのでほぼまずはこれ後ろのほうの参考資料になるのがなるほうがいいと思いますんで。
0:01:10	ちょっとそこら辺を検討していただきたいんで、3ページ目ですが、
0:01:14	細かいことで恐縮ですが閉校前後の図のところではトレン設備って書いてありますが、保安規定でトレン設備って言わないですね。
0:01:24	それでいいですね。
0:01:29	だから、これ該当設備っていうのが本当じゃないかと思うんですが、四国電力タカツカです。系統設備になりますので修正させていただきます。で、4ページ目ですが、回路のイメージ図が書いてあるんですけど、これ現状のイメージ図をつけても何の意味もないので、
0:01:47	意味がないと思いますが、これこのままでいくのかどうか、どうでしょうか。
0:02:01	中部電力タカツカでございます。こちら現状の取替前の回路イメージをつけた理由といたしましては、現状の保安規定で原子炉保護系論理回路の定期点検時に、今回の注釈の削除がヒットしますので、その
0:02:18	説明としてつけさせていただきました変更になりますと、こちらは注釈自体が不要になりますので
0:02:26	変更前のイメージの通りで記載させていただきたいと思います。
0:02:32	以上です。生産タケダです。そうすると変更後の信号で入れるイメージも必要なので、そこら辺を入れることを検討してください。
0:02:42	後どんどん行きます5ページ目ですが、さっき言ったトレン設備のところありますが、系統バイパスした地点でこれ動作不能になるので、安全シーケンス盤のところの動作不能って書いてあるのってあんまり意味がなくてバイパスした時点で
0:03:01	この時点で動作不能になるんじゃないんですか。
0:03:05	というのがあって、ちょっとそこら辺なんかを記載ぶり工夫されるべきじゃないかと思います。
0:03:17	それがパワーポイントです。次に資料1の方いきますが、
0:03:27	5ページ目。
0:03:34	参考資料ではあるんですけど、1から3の変更において書いてあるんですけど、この表で1からがないので、ちょっとこれ資料として、

0:03:43	何か変だなと思ってます。6 ページ目ですけども、具体的にこれごめんなさい地形と動作不能である場合、あ、ごめんなさい、6 ページ目で投票 33 - 2 で原子炉保護計装で限りません。はい、国連力のナカムラですが、ちょっとこっちを位置付けませんので、
0:04:03	出せゆっくりやります、フリーしゃべっていただけます円筒 6 ページ目。
0:04:08	すいませんはいページ目からやり直していただければと思います。
0:04:13	ちょっと時間くださいすいません。
0:04:17	はい、まず、
0:04:30	すみませんちょっと時間ください。
0:04:44	規制庁の武田です。すいません。ちょっと移行確認したANSI施行と思うので、5 ページ目のところ、
0:04:53	パワーのポイントの 5 ページ目、すみません。
0:05:01	5 ページ目で
0:05:05	当院設備って書いてあるとか系統設備であればあるのであれば、バイパススイッチがになった段階でこれってへと動作不能になるっていいんでしょうか。
0:05:21	中部電力タカツカです。おっしゃる通りでございます。で、これを見るとトレン設備の安全法系シーケンス盤と濃い動作不能って書いてあるんですけども、
0:05:32	これって、いや私もこれで誤解してたんですけども、そもそも安全法防護系のシーケンス盤がだから、その結果動作不能になるっていう感じになってしまっているんで、ちょっとこれ記載ぶりを見直さないといけないと思いますが、
0:05:59	中国電力タカツカです。変更前でバイパススイッチをオンにした場合ですね、おっしゃる通り安全防護シーケンス盤トレンに関しましては、信号が行かないので、動作不能となります。
0:06:14	以上です。
0:06:16	ごめんなさい、トレイ設備の中にバイパス設備が入っているので、バイパス設備ができた段階でもバイパスを入れた時点でも、
0:06:26	動作不能になるんじゃないですか。
0:06:35	四国電力オオツボです。とおっしゃられる通りでバイパススイッチを入れた段階で動作不能になるので、バイパススイッチを入れたら、おそらく - になるというふうに記載させていただいております。以上です。
0:06:47	はい。ぎみでこれトレン設備となんか系統設備ってご訂正書いてるところで、多分これ、資料の体裁がおかしくなってるんじゃないかと思ってます。次に、01 の資料の 1 の安全法系ロジック盤取替工事における保安規定の影響について
0:07:09	ちょっと見たんですが、
0:07:11	まず 5 ページ目。
0:07:15	図として左のところではしか書いてないので、右側の設備変更に伴う保安規定の影響で から の変更について書いてあって、これは前のページから見ていくと。
0:07:30	そもそもこれ資料として、このページの中で何を言ってるのかわかんないので 123 についてもちゃんと記載してください。

0:07:44	従来のタカツカです。こちら資料1 に関しての説明なので1 から3 っていうのは、
0:07:52	申し訳ございません誤記ですので修正させていただきます。
0:07:56	5号機なんですかこれすいません丸井という形でここは記載させていただきます。はい。
0:08:01	こん中で、1チャンネルっていうのが出てくるんですけども、あとそれで保安規定のさ、表33-2で具体的にこれチャンネル系統数4 への上の表ですね、保安規定の
0:08:16	チャンネル1 っていうのはどこまでを示すかっていうのをこれ指し示してもらっていただかないと
0:08:25	わからないのとこん中でちゃんと、4チャンネルチャンネルに関してはチャンネル、ここにこれ説明書きを記載していただけないでしょうか。
0:08:47	四国電力オオツボです。とチャンネルの範囲につきましては、審査資料の02のほうに具体的にちょっと御説明させていただいているので、そこで御説明という形でお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。
0:09:02	配置は審査資料2のほうでいきたいと思います。
0:09:05	次のページ6ページ目1区等 期、その保安規定のところの3表33-2の原子炉保護系、計装の中で、
0:09:17	都市、
0:09:20	所属チャンネルと系統満足できない場合の措置って書いてある中に1系統が動作不能である場合、
0:09:28	で書いてありますが、これ具体的に覚えようバイパスした場合がバイパスすれば当然1系統が動作不能になると思いますが、それ以外でどういうときに1系統が動作不能になるっていうことが、
0:09:43	考えているのかちょっと説明してください。
0:10:21	来こと。
0:10:35	地下部電力タカツカでございます。申し訳ございません。
0:10:39	別途資料9ページをご覧ください。
0:10:46	こちら、資料9ページが並行信号の安全保護系ロジック盤の故障時の信号の流れを示してございます。やはり側の条件A1系統が動作不能である場合というのは具体的に言いますと、安全保護系ロジック盤にあります4分の2の
0:11:04	論理回路自体が動作しなくなった場合のことを表しております、
0:11:09	例で書いています通り安全法合計ロジック盤の4分の2の回路のところには保証状態動作不能という。
0:11:17	バス事業地がありますが、その状態を示しております。
0:11:23	規制庁の武田です。それは理解して理解しましたがその下にバイパス状態って書いてあるので、これ両方やって
0:11:36	系統数1系統が満足できない場合になるのでしょうか。
0:11:40	はい。
0:11:46	具体的にはこのバイパスの意味って何ですかということですが、

0:11:51	聞こえる電力のタカツカです。こちら右側にあります条件への措置というのはですね、ちょっと保安規定にあります。よろしいを逸脱したときのポチに書かれております作業のために、当該系統のバイパス状態。
0:12:07	にするんですけども、その状態を模擬した図となっております。
0:12:14	だからこれ個別規定等
0:12:18	故障状態じゃなくてバイパスによるだから右側の は故障状態になりながらバイパスじゃなくてこれバイパスする等、1系統へと動作不能っていうことですね。
0:12:56	/ 機来
0:12:59	だから、
0:13:02	近かった四国電力の中村です。資料の6ページで、
0:13:08	所条件のところ、
0:13:12	1系統が動作不能である場合3右の要求される措置のところ、
0:13:19	計装保修課等は改定作業のため、当該系統のバイパスを行うことができるこのバイパスのことを言われていることを理解してます。この項のバイパスを行うことについてはですね。
0:13:36	これは試験のためではなく、
0:13:39	実際に一定と1系統が動作不能である場合、これを通常の他のチャンネルから除外するために、バイパス要は点検するために、バイパスをして、
0:13:55	込まれている1系統を除外するというふうなバイパスでございます。
0:14:01	以上ですか、規制庁の武田です。理解しましたが、もしそうであるのであれば、9ページ目とところが、左側が1系統が動作不能である場合、
0:14:15	それに対して作業ための系統バイパスだってこれ、情景への措置、
0:14:22	情景の要求される措置のことを言ってるんですねこれ。
0:14:30	四国電力タカツカです。おっしゃる通りでございます。
0:14:33	なるほど。そうするとこれはの誤記で結局中に°文書要求される措置っていうのが書いてないから書いて省略されたって意味ですね、了解しました。
0:14:45	で、具体的にだから、1系統がチャンネルに関してもそうですけど、動作不能である場合を想定する場合って、どんなケースがあるかっていうのをちょっと
0:14:59	一応想定として、と補足説明に入れておいていただけないでしょうか。
0:15:24	続いて、
0:15:25	四国電力タカツカです。
0:15:28	例えばですね、
0:15:32	ロジック盤の例えばリレーの固着とかそういう具体的な例を記載させたいですか。
0:15:40	はい。あとバイパスもそういうソーダとかそういう話があると思うので、具体的にどういう場合が想定されるのかっていうのをちょっと書いていただきたいと思います。
0:15:54	四国電力オオツボです。すいませんあの具体的というのは故障の、
0:15:59	発症の原因が故障の状態の具体的はいそうですねなことを書くということですか。はい、8ページ目で言っているんですか。

0:16:11	繰延助けよろしくお願ひします。8 ページ目の頭脳下のところに不動作って書いてあるんですけどもこれ動作不能のことでいいんでしょうか。
0:16:38	去年のタカツカでございます。をした条例等不動作と動作不能と一対の言葉で記載を統一するということで動作不能で合わせたいと思います。
0:16:49	それに関しては 10 ページも一緒なので、
0:17:06	あと 10 ページも同じですよ。
0:17:16	中部電力タカツカです。おっしゃる通りでございます修正させていただきます。以上です。
0:17:35	規制庁タケダです。次に資料の 05 - 02 等を見ているんですが、
0:17:48	その 4 ページをご覧ください。
0:18:08	はい、できました。よろしくお願ひします。
0:18:13	そもそもこの資料自体でやるんですけども、4 ページのところ添付資料 1 って書いてあって、
0:18:20	/ に対する論理演算機能の絵と保安規定記載場所の変更前後表になってるんですが、
0:18:29	変更前が 33 - 2 の原子炉保護系ケースを各系統、
0:18:36	なっていて、変更が 33 - 2 の原子力をケースを括弧チャンネルってなっていて、前後表になってないんですが、資料としておで起動なんでしょうか。
0:19:05	6 年度分タカツカでございます。おっしゃる通り、変更の前後というよりはパラメーターの論理演算を移すという形で表現させていただきたいと思います。
0:19:17	規制庁の武田です。そういう意味だとこの表がメインで説明したい内容だと思うので、この本文自身もちょっと整理をしていただきたいと整理をしないと理解できないんですが、
0:19:59	四国電力タカツカでございます。本文とおっしゃりますのは治療のみページ目にあります添付資料 1 に基づく以上のことから、これまでというところの部分と理解したのですが、その理解でよろしいでしょうか。
0:20:16	はい、規制庁の武です。そうです。ちょっとそういう意味だと前後表で書いてあるので、資料が
0:20:26	資料としての程度で読んで何か理解ができないので、そういう意味も含めて資料 2 に関しては全体的にちょっと見直していただきたいと思います。
0:20:43	四国電力オオツボです。先ほど御指摘ご指摘いただいた添付資料を 1 について、
0:20:57	前後という書き方をしているのでそこを論理演算を移すというところに直すに合せて 2 ページ目のほうの花壇のところを記載を修正するというところを修正するといった理解でよろしかったでしょうかあすいません全体的とおっしゃられたの
0:21:17	まずそこを修正するのかなと思ってるんですけどその理解でよろしかったでしょうか。
0:21:21	はい。規制庁の武です。そうですね。
0:21:24	はい。そういう意味で、まずはそこが少なくとも直して欲しいということです。
0:21:32	年度末です了解しました。

0:21:38	規制庁の武田です。それで。
0:21:42	すいません元に戻っちゃうかな。
0:21:51	今まで指摘させさ、いくつかちょっと数多くセキしましたけどもそういう意味でちょっと用語の統一ができなかったりとか、説明方針、
0:22:06	いろいろなんかいと資料として体裁もとっていないので、もう少しちょっと修正をして提出して再度提出いただきたいと思います。
0:22:25	四国電力オオツボです。用語の統一については再度見直してですね、先ほどの動作不能と不動作とかそういう同じよう僕が違うものについては、その他語句についても確認して見直したいと思います。
0:22:44	ほう素選定際につきましては、今弊社のほうでは、この記載で特段問題ないかなと思ってるんですけども、もし何かと記載で、当期になるところがあれば仰っていただければ、そこをちょっと修正を考えたいと思うんですけども。
0:23:04	何かございますでしょうか。
0:23:09	規制庁の武田です。そもそもごめんなさいね、質問回答一覧表で、例えばナンバーを1のところ、前回のコメントで安全保護盤ロジック盤取りかえに伴い、保安規定の原子炉法系。
0:23:25	論理回路工学的安全施設等の作動装置の変更必要の有無について検討した内容で資料をまとめることっていう形で、多分資料1をまとめられている。
0:23:38	だと思うんですけども。
0:23:40	だからそもそも私指摘してたのは、系統、
0:23:44	ていう範囲及びチャンネルっていうことで、ことを
0:23:52	F0に整理した上で、
0:23:55	多分01を整理しているんですけども。
0:24:02	信号の流れが変わっているので、ごめんなさい、資料01の
0:24:11	3ページ目。
0:24:13	の表もありますけども、
0:24:16	そういう。
0:24:19	この整理よりももう少し辛抱も含めてどうなってるからと同じなんだ、同じなんでは同じでないだっという整理を通しなきゃいけないと考えてます。
0:24:32	そういう意味でチャンネルの範囲及び実際のバイパスするとどうなるんだ。だからそう。
0:24:41	チャンネル1系統が倍動作不能になったらどうなるんだということを含めて、これに記載していただきたいと思うので、今回そういう意味で、系統の範囲はどうなんだっということ指摘させていただきました。
0:24:58	そういう理解で正しいでしょうか。
0:25:01	層面とかオオツボです。すいません。ちょっとあの資料の流れ的にですね、チャンネルと系統については02のほうの資料にこの資料1から飛ばせるように、ちょっと書かしてもらっているんで、資料02のほうでちょっと書かせていただきたいんですけども、資料01の習性としては、

0:25:20	この今機能とか設定値とか所チャンネルの列があるんですけども、それに信号の流れというものを一つつけ足してなんか注文を変更前後で問題ないかというところを書くという理解でしょうか。
0:25:39	はい規制庁武田です。具体的にはだからチャンネル1って書いてあって1チャンネルがええと動作不能である場合って書いてありますけども、これって具体的に何を考えているのかとかそういうことに関しては少なくとも、この資料1のほうに入れてください。
0:26:34	仕組みのところですよ。資料1につきましては先ほどのご指摘事項としましては、どこが故障すればチャンネルの故障なのかどこが故障すれば系統のことなのかっていうところわかるように、資料におさめるという理解でよろしかったでしょうか。
0:26:52	規制庁の武田です。その通りなんですけどもそれでよいとその結果と要求される措置に飛んでいくというのも理解しているので、そういう意味だと所存チャンネル1バイパス動作不能である場合、あと、
0:27:09	Bの場合、工学的な措置の場合は、今言ってたのほう系の話ですけども、35ページ目のAと工学的な安全施設のステート作動。
0:27:22	計装のほうは系統が動作するごめんなさい、5ページ目じゃないす6ページ目の話がいいんです。すみません6ページ目でした。
0:27:33	6ページ目特に原子炉法系の場合は1系統が動作不能である場合、あとbのところ原子炉トリップ遮断機系統を動作い
0:27:44	1系統動作不能である場合とかそういう条件について書いてありますが、具体的に新しい、今回のシステムにおいて、これはどういうことを言ってるのかっていうのを記載してください。
0:28:12	四国電力のタカツカでございます。ご指摘いただいた経験が例えば9ページの
0:28:20	図面上で、故障状態のところ、例えば先ほどおっしゃったような保護リレーの固着
0:28:28	に関して、
0:28:31	JAXAときに1系統が動作不能である。
0:28:35	という具体的な例を記載していくということでもよろしいでしょうか。はい。規制庁の武田です。そういう意味だと、これについての中から三坑何とかに飛ばすっていうのは一つの手だと思いますが、そういうでもいいです。
0:28:52	あとこれ信号渋滞が書いてないでよくわからないので、そういう意味でもちょっと信号状態も書いた上で、
0:29:02	はい。
0:29:03	やったほうがわかりやすくなるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。
0:29:14	極電力のタカツカでございます。こちら例えば9ページの例を言いますと、青色が信号発信または動作状態なんですけども、補償に伴って信号が発信動作
0:29:28	してない状態を表してますこれを例えば訴訟に伴って信号が発信する状態についての改訂見たらというアドバイスを受けとめたんですけどもその理解でよろしかったでしょうか。
0:29:58	うん。

0:30:03	難しい
0:30:06	で、
0:30:20	変更。
0:30:22	変更前後で予定変更後でもお話しした。はい。
0:30:27	はい。
0:30:31	4、
0:30:39	はい。
0:30:41	はい。
0:30:58	設備として、
0:31:04	うん。
0:31:11	はい。うん。
0:31:12	なので、
0:31:16	はい。
0:31:18	はい。
0:31:19	うん。
0:31:22	うん。
0:31:24	で、青字と赤字、
0:31:29	大口と9ページの
0:31:34	はい。
0:31:47	なるほど。
0:31:48	はい。
0:31:54	うん。
0:31:55	だけど、
0:31:56	うん。だけど、
0:31:57	話があって、
0:32:00	その部分、5ページ目。
0:32:04	が、
0:32:05	乗り越えることですよ。これ変更前、
0:32:09	これも聞かないといけない。
0:32:10	うん。
0:32:11	保安規定の
0:32:18	5ページ目。
0:32:19	うん。
0:32:22	はい。
0:32:24	うん。
0:32:26	そうですね。はい。
0:32:29	だから、
0:32:31	詰めていっている中の33 -
0:32:36	8000円。
0:32:38	いや、

0:32:44	うん。それも聞かないといけないんですね、私はもう変更後のやつを、
0:32:50	時効果と思ってるんですよね。うん。
0:32:53	変更後となって、
0:32:55	うん。私はそうです。
0:32:57	先ほど、
0:33:00	はい。
0:33:01	9 ページの内容を入れないか。
0:33:07	うん。
0:33:09	行ってるはい。
0:33:16	既設のタケダです。すみません。
0:33:24	はい。
0:33:26	変更ほあ、そうですね、7 ページ目。
0:33:29	9 ページ目んとこですけどもちゃんとだから、ごめんなさい、これのところに変更後において、変更後の
0:33:38	続いていてと動作不能である場合っていうところの
0:33:44	具体的に動作不能に関して、どういう点がどういうときにその動作不能になるか、これは当然原子力保険もそうだし、こう案件をそうなんですけども、明確にする。それに関して、時させてください。
0:34:10	四国電力オオツボです、あ、すみません、先ほどおっしゃられた取り入れの固着だったり故障内容の具体的なことを記載すると。
0:34:19	いうことで理解しましたけどそれによろしかったでしょうか。
0:34:23	はい。
0:34:25	そうですね。それで、
0:34:29	書くってことはつのサイトかもあると思うので、これの絵と具体的な動作不能の範囲に関する記載してください。
0:34:45	去年 6 タカツカです。わかりました、動作不能の範囲がどれほどまでに影響あるかっていうのを書くように、あ、すみません、四国電力タカツカです。動作機能の範囲についてもわかるように明示させていただきたいと思います。以上です。
0:35:06	ちょっとお待ちください。すみません。
0:38:46	規制庁の武田です。通す。
0:38:49	資料。
0:38:53	1 - 5 ページ目と 6 ページ目を開いていただきたいんですが、
0:39:07	準備できました。
0:39:10	資料において 5 ページ目は取替前のロジック盤取りかえ前の設備構成になっていて、
0:39:19	6 ページ目は、
0:39:24	違うごめんなさい取替後の 5 ページ目は取りかえ後になっていて、
0:39:29	想定 6 ページ目のほうは取替前になってます。
0:39:35	5 ページ目なんですけども。
0:39:38	工学的安全施設等作動設備さ表 33 - 3 のほうで、

0:39:47	御説明なんですけども、具体的に例えば非常用炉心冷却系作動論理回路
0:39:54	2系統って書いてあって、
0:39:57	資料6のほうも非常用炉心冷却系作動回路、2系統になっていて、なっていて、前後で、これの比較をする
0:40:11	すると思うんですけどしているはずなんですけども、5ページ目は、これ。
0:40:19	原子炉圧力異常低の説明になっていて、
0:40:23	とチャンネルの説明になっているで後ろのほうは非常用トレー炉心冷却系作動回路で2系統となっていてこちらはバイパススイッチの端子はい、下ぐらいのタカツカです。申し訳ございません6ページの
0:40:41	はい、変更前というのがちょっと間違いでして、戦没ロジック盤取替後の施設構成となってまして、
0:40:52	年度の5ページと6ページは
0:40:57	本来は一緒のずっと鳴りますで賛成示している箇所が の箇所か の箇所かの違いでございます。申し訳ございません以上です。そういうことか。
0:41:11	わかったらいいか、次のだから、6ページ目はロジック盤取りかえも野塚まずベースで確かにね。
0:41:37	そうするとす今、規制庁の武田です。すいません、そういう意味だとこれロジック盤取替前後の語のやつを記載しているんですけども、前のやつを作成してもらってまいとの比較もできるような資料を作成していただき、作成そのもらえないでしょうか。
0:42:36	四国電力タカツカです。こっちは6ページ7ページなんですけども、さらに5ページ6ページなんですけども、実際に当設備が変更された後に保安規定としてはどう変わってるかというのを示している資料となります。
0:42:54	別途、
0:42:55	うんうん。
0:42:57	ビックバン取替前にか。
0:43:00	しても期待することは問題ないのですが、
0:43:06	すみません。
0:43:08	仕組みとかオオツボですけど、ちょろっ5ページ6ページにつきましては設備変更後のごめんなさいロジック盤取替後の設備構成が現行の保安規定に対して影響がないというのを御説明させていただいておりますので、
0:43:25	どう特段の前後でこう変わったからこうなりますという説明ではなくて、取替後の時に対して、保安規定が影響ないという説明資料になりますので、できればこのままとさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
0:43:41	規制庁の武田です。それは理解するんですけども前の状態に関しての例えばチャンネルの範囲とか、そこら辺も含めて、
0:43:51	ページを追加してくださいという意味イメージなんですか、どうでしょうか。
0:43:58	審査のタケダです。ちょっと時間ください。
0:45:08	すみません規制庁の関です。ちょっと今までのやりとりを聞いていて、私として、四国こちら側と四国電力も、

0:45:23	認識が一番合っていない点というのが、私たちは保安規定の審査ですので、変更前変更後でもともと
0:45:40	もともとこういう設備構成のもでこういう
0:45:46	運営に基づいて必要な運用手順は何なのかっていうことを求めている、それぞれに対して今回の変更がこういう設備構成になるから、こういう
0:46:02	運用をしても大丈夫なんだっていうことを各事実確認をしたくてずーっと聞いているつもりなんですけれども、四国電力の方はそこを説明
0:46:17	変更後の保安規定のみで語ろうとしているようにお話としては聞こえるんですけども、そういう私達が事実確認をしたいというようなその設備こう変更前後の設備構成に基づいて
0:46:39	運用をどうするのかっていう考え方に基づいていないという
0:46:44	ことなんでしょうかちょっとそこをまず明らかにしないとちょっとこの先の話が進んでいかないので、そういう事実関係としてそういうことなのかどうか、について見解を求めます。
0:47:14	四国電力オオツボです。
0:47:17	先ほどお話ありました。弊社としてもですね、大きく同じ認識でございまして、変更前と変更後で確認して影響があるかないかというのを検討しております。それが資料
0:47:35	01の資料になります。先ほど5ページ6ページにつきましては、変更前後の図はこれまでも何度か図を入れておりましてここにつきましては変更後の
0:47:50	ものに変更後のところに箇所を明示して現行の保安規定が問題ないという説明の資料構成にさせてもらっているのだからこういう書き方にさせていただいているというところになります。変更前をつけたくないというわけではなくて、変更が問題ないと。
0:48:09	いうことを示す資料にしておりますので、5ページ6ページについてはこういう書き方にさせていただいているという。
0:48:17	ところになります。繰り返しになりますけれども認識としては規定等をどのと一緒に変更前と変更後で影響がないという確認をしているというところになります。以上です。
0:48:29	規制庁の関です。認識は同じだという
0:48:34	お言葉はいただきましたけれども、この資料見ている限り認識が一緒だとはとも思えないんですよね。そういう説明がされてないので、
0:48:45	て今
0:48:51	このタケダと、この5ページと6ページの説明の資料を書いて欲しいそのままでもいいというようなところ。
0:49:03	されてるから話をされているところから見ても私にはそういうふうに思えない考えられないんですけれども、そのところはいかがなんでしょうか。
0:49:23	もし国連
0:49:25	四国電力の畑村ですけど。
0:49:28	このおっしゃる通りだと思ってます。説明が足りなかった部分もあるとは思ってます。

0:49:36	が、この資料の 01 を見て、5 - 01 見ていただくと、1 ページにも変更前後。
0:49:45	をつけておりますし、3 ページ目についても変更の有無。
0:49:50	記載に変更はないと前ご自身の新旧の比較にはなっておりませんが、記載変更なしということで比較しているつもりです。
0:50:04	で、5 ページ 6 ページにおいてはちょっとオオツボのほうがいい過ぎましたが、これについても変更前がこうであって、5 ページ 6 ページに続くというのは全然
0:50:19	その作ることもできます。できますし作るつもりでいます。
0:50:27	以上です。
0:50:29	はい、規制庁の関です。それであればこの変更なしというところについてきちんと説明してねっていうのが私の
0:50:37	指摘でしょうかね。
0:50:39	そこに対応する資料っていうのは今ついてないという私はそういう認識でいますが、
0:50:44	続いて、
0:50:45	ついてない。
0:50:48	規制庁スズキでちょっと補足しますと、
0:50:52	変更前後の説明をしていますっていう、
0:50:57	ところについては、設備構成について変更前後の
0:51:01	図がついてきて、それが比較されているのはわかっているんです。
0:51:06	で、我々が
0:51:08	しっかり見たいと思っているのは、
0:51:11	まさに
0:51:12	資料 01 の
0:51:15	5 ページと 6 ページのようなもので、
0:51:19	設備がこういうふうになっているので保安規定はこういう記載にしています。
0:51:25	だからそれが先行前の設備構成がこうなっているので、
0:51:30	その設備構成に対して保安規定はこういうふうに記載をしています。
0:51:35	それだったら、変更後の設備構成では保安規定の記載が、
0:51:40	どうなるかっていうところをちゃんと確認したいっていうのがこちらの意図なんです。
0:51:45	一番簡単なのは、今の資料 01 の
0:51:53	はい。
0:51:54	6 ページ目ですね。
0:51:58	ちょっと左側に載っている変更前の欄の図が変更後の設備構成になってますけど。
0:52:06	変更前の設備構成でいうと、系統設備側のロジック盤の。
0:52:14	E C C S の作動論理帰ろうというのはロジック盤の中にあって、
0:52:20	そのロジック盤の論理回路が例えば交渉したときに、
0:52:26	1 系統が動作不能であるというような

0:52:29	措置に移行するんですけどっていう説明説明に、従来はなっていたと思うんですけども、
0:52:36	じゃあ、変更後の設備構成において、
0:52:39	ECCSの作動論理回路
0:52:42	その系統が2系統を保持されているのがLCOです。それが1系統動作不能で、
0:52:49	ある場合っていうのは設備のどこのことを、どこ故障のことを指していて、
0:52:55	こういう構成になる誘起保安規定の記載になるのかいや逆でもいいんですよ。
0:53:01	設備が変わったんで、当庫のECCSの作動論理回路のLCOの必要な系統数なのかチャンネルなんかわかんないですけど。
0:53:14	それと、
0:53:15	1系統または1チャンネル動作不能である場合はどう。
0:53:19	措置されなければいけないのかって説明が比較されて出てくると。
0:53:25	初めてわかると。
0:53:27	そういうのがそれぞれ
0:53:29	作動論理回路のところと信号側のほうの
0:53:35	チャンネルの話のところと一対一で一つずつ説明が
0:53:40	あるとわかりやすいんでそれは何度も何度も同じ説明を繰り返してもしょうがないので。
0:53:47	チャンネルと系統のところ、代表的なもので説明いただいて、
0:53:52	あとは総称的に問題なく記載できてますとかっていう説明があって、変更後だけであっても別に構わないんですけど。
0:54:00	そういう説明が欲しいということ先ほどからセキは指摘しているというふうに思っていたきたいんですけど、私の補足で理解いただけたでしょうか。
0:54:10	被告人四国電力の中村です。よく理解できましたんで、それで、
0:54:16	手術終了の修正したいと思います。
0:54:20	規制庁鈴木です。よろしくお願ひします。他にタケダまだなくて、
0:54:29	じゃ、
0:54:31	はい。規制庁の武田です。
0:54:37	資料に関しての私のコメント以上ですが他にコメント関係ございましたら、
0:54:43	よろしいですか。
0:54:50	はい。
0:54:51	はい。
0:54:55	規制庁の武田です。ちょっとお待ちください。
0:55:41	規制庁の武田です。
0:55:46	今回補足説明資料のほうにもう何コメントだけの結構させていただきましたけども、所に関して、パワーポイントのほうにも、それを反映したものを作成してくださいそれでいいでしょうか。
0:56:13	中部電力タカツカでございます。先ほどの議論で代表的なものに関しましてもパワーポイントで、それを補足でノポイントに反映するという理解しました。

0:56:24	以上です。
0:56:26	規制庁の武田です。よろしくお願いします。
0:56:30	今回ちょっと資料についてコメントが多かったんで、もう少しちょっとへと見直す増えてお願いしたいと思います。はい、じゃあちょっとすみません。
0:56:47	規制庁の関です。資料の書きぶりとしては今ちょっと解決したと思いますが具体的な書き方はある程度解決したと思いますが、
0:57:00	結局、
0:57:06	概要説明のところでも、その設備、先ほどそちらのほうでも兼務考え方共有しているとおっしゃられたですねやっぱり設備構成がこうなってるってこういう運用しててっていうところは、
0:57:20	/この資料のほうでもちゃんとSSがわかるような形にしてそれで具体的に
0:57:26	はこういう話ですっていうようなところはちゃんとリンクージュがとれるようになっていうのがもう今武田が申し上げた。
0:57:33	全体的に見て見てねてあるとか、体裁と言っている部分かと思いますが、ぜひ、そここのところで、お互い誤解を与えるような審査
0:57:48	ことごとにならないようにを見直していただきたいというふうに考えていますここが1点です。まずここまでよろしいでしょうか。
0:57:59	消費電力の中村です。承知しました理事承知しました。以上です。
0:58:07	規制庁の関でそれから2点目なんですが、
0:58:12	もうちょっと資料見てて再興7ページに米のところのて。
0:58:21	パートの方ですね、ごめんなさい、パワーポイントの資料のほうの7ページ目のスケジュールと的というイメージのところ、
0:58:29	これについては今回の次の立ち上げのときまでにはきちんと整理、
0:58:38	を終えて、この保安規定を適用したいというふうに
0:58:43	読めるんですけどもその理解で間違いはないかどうかという確認をさせていただきます。
0:58:52	四国電力のナカムラ。
0:58:55	個別その理解で設備が変わりますので本規定についてもセキ設備の運用と同時に施行実施したいということです。以上です。
0:59:10	はい、規制庁の関です。一応ここに書かれていることはわかるいました。
0:59:18	データの方、
0:59:21	本件、申請受け取るに当たって
0:59:28	何なんだろうね認可時期について標準処理期間に比べてちょっと急ぐ必要性があるのかであるとか個別具体的な事情について、皇帝面談なり受取面談のほうでちょっと私、
0:59:47	伺ってないという状況がありまして、
0:59:56	これ受け取る前にうちの担当の方から
0:59:59	申請の進め方について
1:00:03	標準処理期間でやるのかそれとも特別な配慮が要るのかちょっと確認をしたい旨の面談を確かをするかしないかっていう話を短うちの担当のほうに通ったとこ

	る、特にちょっと必要ないという面談について必要ないというふうにちょっと伺ってたものなんでちょっとそういう事情があるのかないのかっていう
1:00:23	ところが私よく受けとれていなかったところがあるんですね。そのところについてちょっと特別事情があるのであれば、その部分については別途、お話をいただけるようお願いいたします。私から以上です。
1:00:44	しかも、
1:00:45	電力の本村です。特段急ぎとかせられる標準の3ヶ月ですか。それでということで申請をいたしましたようでございます。
1:01:00	すいません規制庁の関図3-1を保安規定。
1:01:05	は審査基準に基づく小じん処理期間6ヶ月になってますんで、
1:01:12	ちょっとそこんとこミスマッチしてるのかなって感じがするんでそのところをちょっと1回整理。
1:01:17	A以降も含めて整理させてください。
1:01:20	以上です。
1:01:24	承知しました。
1:01:28	そこ
1:01:36	規制庁の関図、ちょっと具体的にですけど、運転計画って変更はまだ未定のままだって状況でしたっけあしてるので四国電力の中村です。本店計画出してます10月の
1:01:52	小松です。30別はいわかりましたその辺含めてちょっと
1:02:02	四国電力の東京支社とうちの担当の方で少しコミュニケーションが取れてないような気がしますので、ちょっとそこのところ具体的なご希望等々について
1:02:14	進め方の話がもしも必要であれば
1:02:20	面談のほうも教えてください。私から以上です。
1:02:25	東京支社ヨリキですが、
1:02:30	処理作んの件改めて面談するということですけど、とりあえず今日の断面で簡単に本店さ申し上げておくことができます。
1:02:43	それはヒアリングではありませんので、
1:02:47	ちょっと別のところをお願いします。セキからよくありました。はい。
1:03:01	はい。規制庁の武です。具体的にごめんなさい、
1:03:07	この資料なんですけども、
1:03:11	まず前提条件になる審査会合なんですけども7月中旬15日の14時15分から14時45分を予定してます。
1:03:22	なので、資料の提出に関してはちょっと
1:03:28	急いでいただきたいと思うんですが、具体的には、少なくとも7月の9日の午前中ぐらいまでには完成したものをいただきたいんですがいかがでしょうか。
1:03:55	全部タカツカでございます。本日のヒアリングの結果をもちましてちょっとパワーポイントとかにも反映しますが、それはヒアリングなしでそのまま審査会合をやるという形に
1:04:11	なるという理解でよろしいでしょうか。

1:04:14	規制庁の武田です。具体的にもうやる時間がないので、
1:04:19	営農そうな形になるかと思います。
1:04:29	規制庁の武田です。仮にヒアリングしたとしても、資料直す時間っていうのは基本的にはないと思います。
1:05:13	四国電力の中村です。
1:05:19	多分今日のやりとりで、変更前後とかそういうイメージは、
1:05:26	掴めたんですけども言わば審査資料もすべてこれ全部直さなければならないんで、ちょっと9日の資料はちょっと難しいかなと頑張ってもちょっと難しいかなというふうに
1:05:40	山が正直な気持ちです。
1:05:42	7月15日の会合についてはちょっと間に合わないかなと。
1:05:49	正直な気持ちです。
1:05:55	以上です。
1:05:59	規制庁の武田です。まず、そうしますと、パワーポイントだけでも、この7月の9日に129日午前中にいただいて、
1:06:12	補足説明に関してはそのあと審査会合では15日なんで、そのときには完成版をいただくような形ではいかがでしょうか。
1:06:23	自分は四国電力ナカムラですそれならできると思いますんで頑張り頑張ってみますと、規制庁だけで、すみません、15だと間に合わないんで、どう実際そのまま1012とか3とか、それぐらいには、
1:06:42	2、
1:06:43	します。はい。具体的にあるから、0度がでっかへと12ぐらいに12はいただきたいと思います。
1:06:54	承知しました。
1:07:16	規制庁の武田です。資料が12日に出てくるという話でお願いします。ただ10日の段階でノパークはええとこ9日で資料が12でお願いしたいんですが。
1:07:33	具体的にこれ、内容に関してはもうこの形で具体的に聞かれてら説明できるように対応お願いします。
1:07:46	東北電力の中村です。ノ分については今回、今日一番初めいただいた
1:07:54	修正閉プラス今後10に提出する審査会診察を追うの補足説明資料のからの抜粋になると思いますんで、ノと
1:08:11	できれば
1:08:14	説明できると思ってますんで、対応でお願いしたいと思っております。以上です。規制庁スズキです。
1:08:23	もう一度
1:08:26	明確にちょっと言ってきますけど。
1:08:28	資料に、
1:08:31	パワポの提出はまず、いつまでに出してもらうのが一番重要なので、
1:08:37	パワポは7月9日のできればお昼ぐらいには欲しいなっていうのと、
1:08:44	ただ、今日の資料01の

1:08:48	審査資料ですね、こちらのほうに直したのは12日までにいただきたいなと直せるレベルっていうのが、時間が限られているので、どこまでできるかっていうのをかなり
1:09:03	四国電力さんは心配されると思うんですけど、そこは、
1:09:07	できる限り、その期限内で直していただきたいというのがこちらの意向で、ただし審査会合のときにおいては、
1:09:16	説明したい内容はしっかり説明して資料にしっかりを落とし込めてなかったとしても口頭の説明は明確にさせていただきたいとそういう意図でお願いしたいということです。
1:09:35	四国電力のナカムラで承知しました。
1:09:42	規制庁の武田です。他に何かありますか。
1:09:47	当四国電力から、
1:09:49	何かございますか。
1:09:51	。
1:09:54	ちょっとタカツカです四国電力からは特にございません。
1:09:59	例で東京支社ヨリキですが、面談がもうなくて、審査会合が来週あるということで今日いただいたコメント本店さんのまとめとかなって大丈夫ですか。
1:10:33	四国電力ナカムラですけど、もう
1:10:37	パワーポイントの初めのほうのコメントについてはもうこっち書いてますし、
1:10:42	一番大きな変更の
1:10:47	が分かっ取りかえに伴って変更の減口保安規定と新しい本規定の変更がどう変わるかというところを明確にするということがもうをそこに尽きると思ってますんで。
1:11:04	認識合わせは要らないのかなと思ってますが、規制庁殿のほうはどうでしょうか。
1:11:20	注腸のタケダです。それでいいんですけども、今日のやつコメントリスト朝までに私どものところに冷凍いただけると助かりますとともに、東京支社でも内容確認して、
1:11:36	確認したものを規制庁側に冷凍リストとして提出してください。
1:11:47	四国電力オオツボです。明日にあたっての明日の午前中ってということでよろしかったですか。はい。内メールが使えないので、持って来ていただければと思います。
1:11:58	了解しました。
1:12:03	じゃあうちも、
1:12:05	規制庁タケダです。ヒアリングへとこれで終わりたいと思います。
1:12:11	じゃあ、どうもありがとうございました。